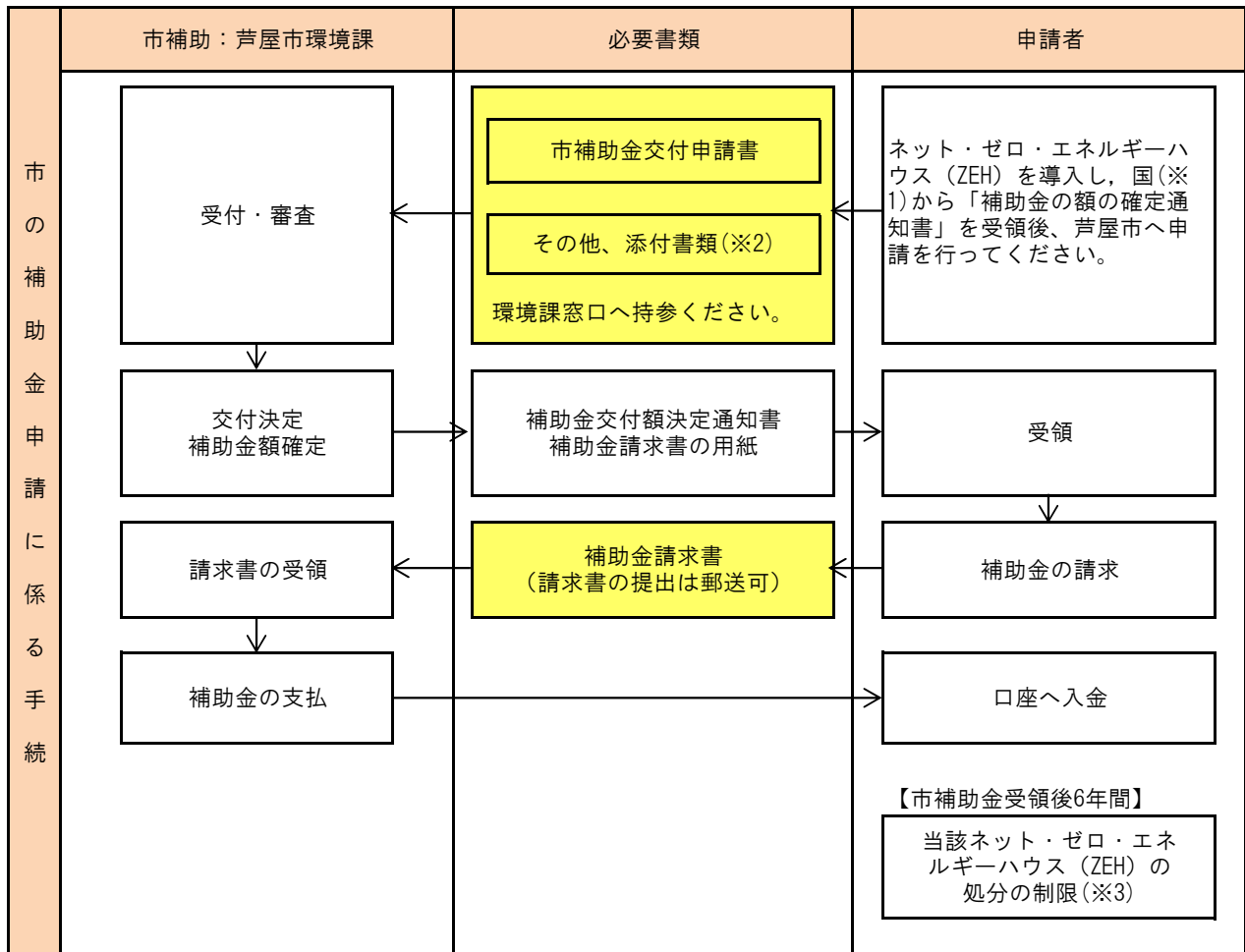


芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）普及促進補助金交付制度に係る
手続きフロー図



※1 ZEH導入（新築住宅、建売住宅、既存住宅(改修)、住宅用途部分が3層以下の集合住宅）により、以下①～⑥のいずれかの国補助事業の補助を受けたものが対象となる。

- ①令和6年度 ZEH支援事業（環境省）
- ②令和6年度 低層ZEH-M促進事業（環境省）
- ③令和7年度 ZEH支援事業（環境省）
- ④令和7年度 低層ZEH-M促進事業（環境省）
- ⑤令和6年度 次世代ZEH+（注文住宅）実証事業（経済産業省）
- ⑥令和6年度 次世代HEMS実証事業（経済産業省）
- ⑦令和7年度 次世代ZEH+（注文・建売・TP0住宅）（経済産業省）
- ⑧令和7年度 次世代HEMS実証事業（経済産業省）

※複数年度事業について

R6年度の国補助事業の一部に、以下のように2年（R6年度～R7年度）にわたる事業がある。
（例）R6年度 国補助金5万円
R7年度 国補助金55万円

この場合、最終年度（R6年度）の事業を終了し、国補助金（合計60万円）を受けたものを市では補助対象とする。

※2 添付書類

- ①芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）普及促進補助金交付申請書
- ②住民票（ただし、本市申請書の住民基本台帳閲覧許可欄に署名・押印いただいた場合は不要）
- ③市税納付状況等証明書（ただし、本市申請書の市税納付状況等閲覧許可欄に署名・押印いただいた場合は不要）
- ④国採択事業者に提出した「事業概要書」（写し）または「実施計画書」（写し）
- ⑤国採択事業者からの「補助金額確定通知書」（写し）
- ⑥当該ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の所在地図
- ⑦当該ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の完成写真

※国補助金の確定通知日が令和7年1月1日から令和8年3月31日までの場合に、補助対象となります。

※3 市補助金受領後6年間は、当該ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）について、処分（売却、譲渡、貸与等）をすることが原則できません。

ただし、自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、処分（売却、譲渡、貸与等）をしようとする場合は、事前に財産処分届出書を市に提出して承認を得る必要があります。